

第2回三重県一般海域管理条例(仮称)あり方検討会

議 事 録

日時：令和7年10月23日(木) 13:30～15:30

場所：JA三重健保会館 3階大会議室(web 併用)

1 放置船対策について(非公開)

2 第1回あり方検討会、及び第2回連絡調整会議の意見について

別紙1のとおり

3 三重県一般海域管理条例(仮称)の制定について

別紙2のとおり

4 その他

第3回あり方検討会は12月24日(水)に開催します。

三浦委員:P59について、即時強制が極めて強力な手段で法益侵害が大きく、高度な必要性・緊急性を要するというの一般的な説明である。

実際に、自治体で即時強制として行われている例で、駅前に放置された自転車の強制撤去がある。必ずしも高度な必要性、緊急性を過大評価していることにはならないと思うので、水域で放置船を撤去する場合に即時強制を本来用いるべきではないということにはならない。

ただし、条例の中に、所有者が判明している場合は行政代執行、所有者が不明な場合は即時強制という2つの制度が併存することには疑問がある。

事務局:行政代執行と即時強制の併存は難しいと考えている。所有者判明、所有者不明、所有者のない場合に分かれていくと思うが改めて相談させていただく。

三浦委員:他の自治体では東京都等の放置船舶対策条例があり、行政代執行手続きに乗せないやり方を規定しているため参考になるのでは。

この条例では、所有者がいる船舶について、移動を指導し、従わない場合は警告を行う、それでも従わない場合は実力行使という段階を踏んでいるが、これを代執行と見るべきではないと考える。

所有者が確定している場合、言い方は慎重にしなければいけないが、即時強制の手続的に乗せていくやり方も1つかと思われる。

事務局:放置自転車の条例は各自治体であり三重県の市町でもある。法律に基づいた条例だが、法律がない状態で条例において即時強制を定めることになってしまう。

三浦委員:放置自転車の条例で即時強制をすることは、法律ができる前から行っている。

三浦委員:海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の中で、再エネに関係ない工作物の設置や占有を行う場合は、一般海域管理条例の定義から除外しているから手出しできないのか。

事務局:そこまで考慮できていなかった。

三浦委員:土石採取など一時使用も占有の対象とするのか。

既存の規則では、国有財産法に基づき国有財産を法定受託事務で管理していることになる。条例を制定する際に、既存の規則との関係性はどうか。

事務局:現行の規則は国有財産法に基づいているが、規則を改定し条例を制定する。

三浦委員: 占用許可基準で、生態系や環境の保全に影響を及ぼすかどうかの判断はどのようにするのか。広島県や愛媛県では諮問機関(海域環境審査会)で専門家へ判断を仰いで許可判断へしている。

事務局: 広島県では審査会を開催することができるという条文になっている。海上レストラン等の判断が難しい事例の場合に、審査会を開き判断を仰いでいる。

事務局: 条文の中において、環境配慮について審査会へ諮るべき旨を盛り込むべきか。

三浦委員: 条例の目的に環境保全を盛り込み、占用許可の要件としても環境保全を盛り込む。環境保全上支障がある場合、占用許可を出さないという判断も必要になるわけだが、県職員が単独で判断できるのか。環境の専門家が県にいれば別だが、おそらくいないので、専門家の意見も取り入れていくべきなのではと思い意見申しあげた。後日意見申し上げる。

西澤委員: 行政代執行と即時強制の区分けについて、横浜市放置船対策条例の関連で横浜地裁 9 月 17 日判例があり、即時強制の要件を示している。

『鹿児島大学教授 宇那木正寛 自治体法務研究 2019・春 102頁～104頁 空家対策と代執行②』

西澤委員: 一般海域等の中に、一般公共海岸区域や海岸保全区域等の海岸法が適用される範囲が含まれているが、条例で定められている占用許可や行為許可等について、海岸法に抵触しないのか。海岸法で水域については規制をしないといっているにも関わらず、条例で規制することは問題ないのか。

事務局: 海岸法の占用を必要としている一般公共海岸区域や海岸保全区域の範囲は公共海岸(陸域)となっている。一般公共海岸区域や海岸保全区域の水面については、占用許可を必要としないので海岸法に抵触しないと考えられる。

西澤委員: 海岸法は海岸(陸域)の保全などを目的としており、条例は海域の保全などを目的としているため、対象・趣旨・目的が違うという論法で問題ないのか。

三浦委員: 海岸法との抵触について、目的違いもありうる。海岸法が水面への規制をかけていないことの趣旨も考える必要がある。

海岸法が水面の規制をしていないことの趣旨が、完全な自由に委ねているのか、あるいは一切の規制をかけるべきではないという趣旨なのかが法律と条例の抵触問題のポイントになる。

海岸法については、一切の規制をかけるべきではないという趣旨ではないと思われるので法律には抵触しないと考える

三浦委員:しかし、海岸保全区域の場合、海岸保全施設がある場所で占用許可の波及云々の問題になると、かえって海岸法の運用の妨げになることも考えられるが、県が海岸法と条例のどちらの許可もするためこの問題は起きないと思っている。

事務局:整理して第3回までに回答する。

植地委員:占用許可基準について、「利害関係人の意見書の写し」を必要としているが、「利害関係人」は「漁業権者」という認識でよろしいか。
個人免許がある場合や複数ある場合があり、利害関係人が誰にあたるのかの判断はどうするのか。

事務局:優先的に利用されている方すべてが対象かと思われる。そのため、個人であろうと共同漁業権であろうと、すべての漁業権者だと思われる。実際の運用については検討する。

葛葉会長:地位の承継や譲渡について、民法に抵触しないか。

こういう権利は譲渡・相続できるのか。あえて、条例で書かなければいけないのか。

西澤委員:民法では、一身専属権を除き原則自由に譲渡可能。開発許可の場合は、許可権者の関与も含めたうえで承継が認められる。

地位の承継の条件として、県へ許可を求めているということか。

事務局:現行の規則や他県の条例でも届出を求めているに留まり、県の許可を地位の承継の条件とはしていない。理由は不明。

三浦委員:行政処分は基本的に一身専属的なものだと思う。ただし、例外的に承継があるということなので、条例でこの規定を設けることは当然必要だと考える。

相続等で譲り受けがあると思われるが、許可の要件として、許可を受ける者の属性、例えば、「5年間拘禁刑を受けたことがない者」を要件とすることが良く見受けられるが、この場合届出だけでは済まされないと思われる。後日回答願いたい。

三浦委員:一般海域の範囲について、隣接県との関係はどのようにするのか。

事務局:海保は線引きをしているが、あくまで自分の管内であることを示しているのみで県境という認識ではない。

当初からその問題があり、岡山県の放置等禁止区域はすでに線引きがされているが、都度協議をしていくとのことであった。

放置等禁止区域を設定する時に再度愛知県と和歌山県と調整する予定。条例で規定はしない。

三浦委員:条例の出発点が放置船対策であり、良好な海域の確保や環境保全も含まれており、積極的なイメージがあるが、条例そのものの作りが消極的に感じる。

条例の名称について、国有財産法に基づく管理から脱却して積極的に海域管理条例を作る流れになるので、愛媛や広島では、海を管理する条例といった名称にしており、この条例の名称も少し検討しても良いのかなと思っている。環境保護の方向についてももう少し検討されたうえで条例の中に位置づけたらと思う。

事務局:他都道府県にはない先進的な取組をしたいと考えている。内容の検討を進めるのは当然だが、名称は全体の印象を与える重要な部分だと考えている。我々でも検討するが、より良いご提案等あればご教授いただきたい。

三浦委員:三重県は真珠養殖が有名な英虞湾について、海洋制作本部が海洋基本法に基づく陸域と海との総合的管理についてのモデルケースとして指定されていたと思う。そういった意味で非常に注目されうるところであり先進的な取組も含めて期待されると思われる。

葛葉会長:今日回答できなかった事項については、後日回答してください。